

西尾市総合福祉センターの設置及び管理に関する条例（平成7年12月25日条例第26号）

最終改正:令和5年3月27日条例第11号

改正内容:令和5年3月27日条例第11号〔令和5年10月1日〕

○西尾市総合福祉センターの設置及び管理に関する条例

平成7年12月25日条例第26号

改正

平成9年12月25日条例第28号
平成12年3月24日条例第3号
平成15年3月27日条例第12号
平成17年6月22日条例第16号
令和元年6月28日条例第35号
令和5年3月27日条例第11号

西尾市総合福祉センターの設置及び管理に関する条例

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づき、西尾市総合福祉センター（以下「総合福祉センター」という。）の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 老人、身体障害者、母子家庭の母子、心身障害児等に対して各種の福祉サービスを提供し、市民の福祉の向上を図るため、総合福祉センターを西尾市花ノ木町2丁目1番地に設置する。

（総合福祉センターの管理）

第2条の2 総合福祉センターの管理は、西尾市公の施設に係る指定管理者の指定手続等条例（平成17年西尾市条例第9号）に基づき、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせることができる。

（指定管理者が行う業務）

第2条の3 前条により指定管理者が管理を行う場合、指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- （1）総合福祉センターの利用の許可に関する業務
- （2）総合福祉センターの施設及び附属設備の維持管理に関する業務
- （3）総合福祉センターの使用料等の収受に関する業務
- （4）総合福祉センターの利用実績等の調査統計に関する業務
- （5）総合福祉センターの運営委員会に関する業務
- （6）西尾市老人福祉センター事業に関する業務
- （7）西尾市身体障害者福祉センター事業に関する業務
- （8）西尾市母子福祉センター事業に関する業務
- （9）西尾市社会福祉センター事業に関する業務
- （10）その他市長が必要と認める業務

（指定管理者の権限）

第2条の4 指定管理者は、指定が効力を有する間、次条（第1項第4号及び第6号を除く。）から第6条まで及び第8条から第13条までに規定する市長の権限を行うものとする。ただし、地方自治法第244条の2第11項の規定により、管理の業務の全部又は一部の停止を命ぜられた期間における当該停止を命じられた業務に係るものを除く。

（事業）

第3条 総合福祉センターは、次条第1項に規定するものに対して次に掲げる事業を行う。

- （1）西尾市老人福祉センター
 - ア 各種相談に関すること。
 - イ 機能回復訓練に関すること。
 - ウ 教養講座に関すること。
 - エ 老人クラブに関すること。
 - オ その他市長が必要と認めること。
- （2）西尾市身体障害者福祉センター
 - ア 各種相談に関すること。
 - イ 日常生活訓練に関すること。
 - ウ 社会適応訓練に関すること。
 - エ 介護方法の指導に関すること。
 - オ 創作的活動に関すること。
 - カ その他市長が必要と認めること。
- （3）西尾市母子福祉センター
 - ア 各種相談に関すること。
 - イ 生活指導に関すること。
 - ウ 技能習得に関すること。

エ その他市長が必要と認めること。

(4) 西尾市療育センター

ア 各種相談に関すること。

イ 療育指導に関すること。

ウ その他市長が必要と認めること。

(5) 西尾市社会福祉センター

ア 各種相談に関すること。

イ ボランティアの育成及び指導に関すること。

ウ 福祉団体の育成及び指導に関すること。

エ 社会参加の促進に関すること。

オ 福祉情報の提供に関すること。

カ その他市長が必要と認めること。

(6) 西尾市高齢者生きがい活動センター

ア 各種相談に関すること。

イ 就業に係る情報の収集及び提供に関すること。

ウ 就業に係る調査研究に関すること。

エ 就業の機会の確保に関すること。

オ 知識及び技能を目的とした講習に関すること。

カ その他市長が必要と認めること。

(利用することができるもの)

第4条 総合福祉センターを利用することができるものは、次のとおりとする。

(1) 西尾市老人福祉センター 市内に住所を有する60歳以上の者

(2) 西尾市身体障害者福祉センター 市内に住所を有する身体障害者及びその介護者

(3) 西尾市母子福祉センター 市内に住所を有する母子家庭の母子及び寡婦

(4) 西尾市療育センター 市内に住所を有する心身障害児及び心身障害の傾向にある児童並びにその介護者

(5) 西尾市社会福祉センター 市内において活動する福祉団体及びボランティア並びに市内に住所を有する障害者(第3号及び前号に規定する者を除く。)及びその介護者

(6) 西尾市高齢者生きがい活動センター 市内に住所を有する60歳以上の者及び市内において活動する老人福祉団体

2 市長は、前項に規定するもののほか、適当と認めるものに総合福祉センターを利用させることができる。

(利用の許可)

第5条 総合福祉センターを利用しようとするもの(第3条に規定する事業を受けようとするものを除く。)は、あらかじめ市長に利用の許可(以下「利用許可」という。)を受けなければならない。

2 市長は、総合福祉センターの管理上必要があるときは、利用許可に条件を付することができる。

(利用の不許可)

第6条 市長は、次の各号の一に該当するときは、総合福祉センターの利用を許可しない。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。

(2) 施設及び附属設備を損傷し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。

(3) その他管理上支障があると認めるとき。

(目的外利用等の禁止)

第7条 利用許可を受けたもの(以下「利用者」という。)は、総合福祉センターの施設及び附属施設を、許可を受けた目的以外に利用し、又はこれらの利用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(特別の設備)

第8条 利用者は、総合福祉センターに特別の設備をしてはならない。ただし、市長の許可を受けたときは、この限りでない。

(利用者の義務)

第9条 利用者は、総合福祉センターの利用に際して、この条例及びこれに基づく規則の規定並びに市長の指示に従わなければならない。

(利用許可の取消し及び利用の中止命令)

第10条 市長は、次の各号の一に該当するときは、利用許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。

(1) 利用者が前条の規定に違反したとき。

(2) 公共の福祉その他やむを得ない理由があるとき。

2 前項第1号に該当したために利用許可を取り消し、又は利用の中止を命じた場合において利用者が受ける損害については、市はその責めを負わない。

(使用料)

第11条 市長は、総合福祉センターの利用者から別表に定める使用料を徴収する。

2 前項の使用料は、利用許可を受けた日に納付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、利用後3月を超えない範囲の期間で納付することができる。

(使用料の減免)

第12条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

(使用料の還付)

第13条 既納の使用料は、これを還付しない。ただし、次の各号の一に該当するときは、当該各号に定める額を還付することができる。

(1) 利用者が自己の責によらない理由で利用ができなくなったとき。 当該使用料の全額

(2) 利用者が利用期日前2日までに利用許可の取消しを申請した場合において、市長が相当の理由があると認めるとき。 当該使用料の2分の1の額

(原状復帰の義務)

第14条 利用者は、総合福祉センターの利用が終わったとき又は第10条第1項の規定により利用許可を取り消され、若しくは利用の中止を命ぜられたときは、直ちに原状に復帰しなければならない。

(損害賠償)

第15条 利用者は、総合福祉センターの施設又は附属設備を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が損害を賠償させることが適当でないと認めるときは、この限りでない。

(運営委員会)

第16条 総合福祉センターの適正かつ円滑な運営を図るため、西尾市総合福祉センター運営委員会を置くことができる。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成9年12月25日条例第28号)

1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。

2 改正後の西尾市総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に西尾市総合福祉センターの利用について許可を受けたものの当該利用に係る使用料の額について適用し、同日前に西尾市総合福祉センターの利用について許可を受けたものの当該利用に係る使用料の額については、なお従前の例による。

附 則(平成12年3月24日条例第3号抄)

(施行期日)

第1条 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成15年3月27日条例第12号)

1 この条例は、平成15年7月1日から施行する。

2 この条例の施行の日前に利用の許可を受けたものに係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成17年6月22日条例第16号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(令和元年6月28日条例第35号)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

2 改正後の西尾市総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に西尾市総合福祉センターの利用について許可を受けたものの当該利用に係る使用料の額について適用し、同日前に西尾市総合福祉センターの利用について許可を受けたものの当該利用に係る使用料の額については、なお従前の例による。

附 則(令和5年3月27日条例第11号)

1 この条例は、令和5年10月1日から施行する。

2 改正後の西尾市総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に西尾市総合福祉センターの利用について許可を受けた者の当該利用に係る使用料の額について適用し、同日前に西尾市総合福祉センターの利用について許可を受けた者の当該利用に係る使用料の額については、なお従前の例による。

別表（第11条関係）

区分			金額		
			午前	午後	夜間
			午前9時～正午	正午～午後5時	午後5時～午後9時
ふれあいホール	専利用	福祉利用	円480	円810	円640
		一般利用	2,420	4,040	3,230
	個人利用	第4条第1項に該当するもの(団体を除く。)	100	100	100
		その他	200	200	200
第1集会室		一般利用	880	1,480	1,180
第2集会室		一般利用	630	1,050	840
第3集会室		一般利用	750	1,250	1,000
第4集会室		一般利用	490	810	650
第5集会室		一般利用	490	810	650
第6集会室		一般利用	980	1,630	1,300
調理実習室		一般利用	750	1,250	1,000
笑楽亭		一般利用	2,250	3,760	3,010
洗心庵		一般利用	510	860	690

備考

- この表において「福祉利用」とは第3条に規定する事業に該当する場合を、「一般利用」とは福祉利用以外の場合をいう。
- 市内に住所を有しない者又は市内において活動していない団体が専用利用する場合の使用料は、この表に定める額の1.5倍の額とする。
- 利用時間を延長して専用利用する場合の延長分の使用料は、1時間（1時間に満たないときは、1時間とみなす。）につき、この表に定める額（前項に該当する場合は、同項の規定により算出した額）の5分の1の額とする。ただし、利用時間の延長は、2時間を超えない範囲で支障のない場合に限り、許可する。
- 使用料の総額に10円未満の端数がある場合は、その端数全額を切り捨てる。

西尾市総合福祉センターの管理及び運営に関する規則（平成7年12月25日規則第37号）

最終改正:平成27年3月27日規則第15号

改正内容:平成27年3月27日規則第15号 [平成27年3月27日]

○西尾市総合福祉センターの管理及び運営に関する規則

平成7年12月25日規則第37号

改正

平成11年11月17日規則第33号

平成14年3月26日規則第11号

平成14年12月24日規則第32号

平成15年3月27日規則第18号

平成17年11月1日規則第27号

平成27年3月27日規則第15号

西尾市総合福祉センターの管理及び運営に関する規則

（趣旨）

第1条 この規則は、西尾市総合福祉センターの設置及び管理に関する条例（平成7年西尾市条例第26号。以下「条例」という。）の規定に基づき、西尾市総合福祉センター（以下「総合福祉センター」という。）の管理及び運営について必要な事項を定めるものとする。

（利用時間）

第2条 総合福祉センターの利用時間は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

- （1）西尾市老人福祉センター 午前9時から午後5時まで。ただし、浴場については、月曜日から金曜日までの午前10時から午後3時までとする。
- （2）西尾市身体障害者福祉センター 午前9時から午後9時まで。ただし、日曜日については、午前9時から午後5時までとする。
- （3）西尾市母子福祉センター 午前9時から午後9時まで。ただし、日曜日については、午前9時から午後5時までとする。
- （4）西尾市療育センター 午前9時から午後5時まで
- （5）西尾市社会福祉センター 午前9時から午後9時まで。ただし、日曜日については、午前9時から午後5時までとする。
- （6）西尾市高齢者生きがい活動センター 午前8時30分から午後9時まで。ただし、日曜日及び土曜日については、午前9時から午後5時までとする。

（休館日）

第3条 総合福祉センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

- （1）国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- （2）12月29日から翌年の1月3日までの日
- （3）西尾市療育センターにあっては、日曜日及び土曜日

（利用許可を受ける施設）

第4条 条例第5条第1項の規定により利用の許可（以下「利用許可」という。）を受けなければならない施設は、次のとおりとする。

（1）専用利用できる施設

- ア 西尾市老人福祉センター 第4集会室、第5集会室、笑楽亭
- イ 西尾市身体障害者福祉センター 第3集会室、調理実習室、創作室
- ウ 西尾市母子福祉センター 第6集会室、洗心庵、技能習得室
- エ 西尾市社会福祉センター ふれあいホール
- オ 西尾市高齢者生きがい活動センター 第1集会室、第2集会室

（2）個人利用できる施設

- ア 西尾市老人福祉センター 笑楽亭、浴場、囲碁将棋室
- イ 西尾市母子福祉センター こども広場
- ウ 西尾市社会福祉センター ふれあいホール

（利用許可の申請）

第5条 条例第5条第1項の規定により利用許可を受けようとするものは、西尾市総合福祉センター利用許可申請書（様式第1号。以下「利用許可申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 利用許可申請書は、福祉利用（条例第3条に規定する事業に該当する場合をいう。以下同じ。）にあっては利用日（利用日が2日以上連続するときは、その最初の日。以下同じ。）に属する月の3月前の初日から、一般利用（福祉利用以外の場合をいう。以下同じ。）にあっては利用日の属する月の1月前の初日から（ただし、西尾市社会福祉センターふれあいホール（以下「ふれあいホール」という。）の福祉利用にあっては利用日の属する月の6月前の初日から、一般利用にあっては利用日の属する月の3月前の初日から）提出することができる。

3 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めるときは、前項に定める日前においても利用許可申請書を提出することができる。

4 利用許可申請書の受付時間は、午前9時から午後5時までとする。

5 第1項及び第2項の規定にかかわらず、個人利用しようとする者は、その利用の際に、利用許可申請書の提出に代えて西尾市総合福祉センター個人利用受付簿（様式第2号）に所定の事項を記入し、利用許可を受けなければならない。ただし、ふれあいホールの個人利用にあっては、口頭により申請し、入場券の交付を受けなければならない。

（利用許可書の交付）

- 第6条 市長は、前条第1項の規定による申請を許可したときは、西尾市総合福祉センター利用許可書（以下「利用許可書」という。）を交付する。
- 2 利用許可を受けたもの（以下「利用者」という。）は、その利用の際に利用許可書を所持し、職員の要求があったときは、提示しなければならない。
- （特別の設備）
- 第7条 条例第8条ただし書の規定により特別の設備の許可を受けようとするものは、西尾市総合福祉センター特別設備許可申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による申請を許可したときは、西尾市総合福祉センター特別設備許可書を交付する。
- （利用許可の変更又は取消し）
- 第8条 利用者は、利用許可の変更又は取消しを受けようとするときは、西尾市総合福祉センター利用許可変更・取消し申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による申請を承認したときは、西尾市総合福祉センター施設利用許可変更・取消し承認通知書を交付する。
- （使用料の後納）
- 第9条 条例第11条第2項ただし書の規定により使用料を後納しようとするものは、西尾市総合福祉センター使用料後納申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による申請を承認したときは、西尾市総合福祉センター使用料後納承認通知書を交付する。
- （使用料の減免）
- 第10条 条例第12条の規定により使用料の減免を受けようとするものは、西尾市総合福祉センター使用料減免申請書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による申請を承認したときは、西尾市総合福祉センター使用料減免承認通知書を交付する。
- （使用料の還付）
- 第11条 条例第13条ただし書の規定により使用料の還付を受けようとするものは、西尾市総合福祉センター使用料還付申請書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。ただし、条例第13条第1号に該当するときは、この限りでない。
- （遵守事項）
- 第12条 利用者及び入館者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
- （1）総合福祉センターの施設、備品等を傷つけないこと。
- （2）他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる行為をしないこと。
- （3）所定の場所以外で飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- （4）許可を受けずに印刷物等を掲示し、又は配布しないこと。
- （5）許可を受けずに物品を展示し、又は販売しないこと。
- （6）その他管理上必要な指示に反する行為をしないこと。
- （運営委員会の組織等）
- 第13条 条例第16条に規定する西尾市総合福祉センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）は、委員15人以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。
- （1）関係行政機関を代表する者
- （2）識見を有する者
- （3）医師
- （4）福祉団体を代表する者
- （5）その他市長が適当と認める者
- 3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- （運営委員会の委員長及び副委員長）
- 第14条 運営委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。
- 2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- （運営委員会の会議）
- 第15条 運営委員会は、委員長が招集する。
- 2 運営委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 運営委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- （指定管理者に管理を行わせる場合における規定の適用）
- 第16条 条例第2条の2の規定により指定管理者に総合福祉センターの管理を行わせる場合におけるこの規則（第2条、第3条及び次条を除く。）の適用については、「市長」及び「西尾市長」とあるのは、「指定管理者」とする。
- （委任）
- 第17条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。
- 附 則
- 1 この規則は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 平成28年5月1日付けで任命される運営委員会委員の任期は、第13条第3項の規定にかかわらず、平成30年3月31日までとする。
- 附 則（平成11年11月17日規則第33号）
- この規則は、平成12年4月1日から施行する。
- 附 則（平成14年3月26日規則第11号）
- この規則は、平成14年4月1日から施行する。
- 附 則（平成14年12月24日規則第32号）
- この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成15年3月27日規則第18号)

1 この規則は、平成15年7月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現に改正前の西尾市総合福祉センターの管理及び運営に関する規則の規定に基づいて作成されている用紙は、改正後の西尾市総合福祉センターの管理及び運営に関する規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則(平成17年11月1日規則第27号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月27日規則第15号)

この規則は、公布の日から施行する。

西尾市総合福祉センター利用許可申請書

年 月 日

(あて先) 西尾市長

申請者 住所
団体名又は氏名
団体の代表者名
電話番号

西尾市総合福祉センターを利用したいので、次のとおり申請します。

利 用 日	施設番号	※使用料	利 用 時 間	利用人員	駐車台数
年 月 日 (曜日)		無料・有料 円	午前・午後・夜間 会議開始時間 時 分から	人	台
利 用 目 的					
利 用 日	施設番号	※使用料	利 用 時 間	利用人員	駐車台数
年 月 日 (曜日)		無料・有料 円	午前・午後・夜間 会議開始時間 時 分から	人	台
利 用 目 的					
利 用 日	施設番号	※使用料	利 用 時 間	利用人員	駐車台数
年 月 日 (曜日)		無料・有料 円	午前・午後・夜間 会議開始時間 時 分から	人	台
利 用 目 的					
利 用 日	施設番号	※使用料	利 用 時 間	利用人員	駐車台数
年 月 日 (曜日)		無料・有料 円	午前・午後・夜間 会議開始時間 時 分から	人	台
利 用 目 的					
施 設 番 号	2 階	1 第1集会室 4 創作室	2 第2集会室 5 調理実習室	3 第3集会室	
	3 階	6 第4集会室	7 第5集会室	8 笑楽亭	
	4 階	9 第6集会室 12 ふれあいホール	10 洗心庵	11 技能習得室	
利 用 責 任 者	電 話 番 号			※受付	
※使用料合計	無料・有料 円			※表示	

- 注意1 ※印の欄は、記入しないでください。
- 2 午前は9時～12時、午後は12時～17時、夜間は17時～21時です。

西尾市総合福祉センター個人利用受付簿

[illegible]

西尾市総合福祉センター特別設備許可申請書

年 月 日

(あて先) 西尾市長

申請者 住所(所在地)
氏名(名称)
(代表者)

西尾市総合福祉センターに特別設備をしたいので、次のとおり申請します。

利用許可番号 及び許可年月日	第 号 年 月 日
利 用 施 設	
利 用 日 時	年 月 日 午前・午後 時 分から 年 月 日 午前・午後 時 分まで
利 用 目 的	
設 備 を 必 要 と する 理 由	
設 備 の 概 要 (平面図添付)	

西尾市総合福祉センター利用許可変更・取消し申請書

年 月 日

(あて先) 西尾市長

申請者 住所(所在地)
氏名(名称)
(代表者)

西尾市総合福祉センターの利用許可の変更・取消しを受けたいので、次のとおり申請します。

利用許可番号 及び許可年月日		第 号 年 月 日	
申請区分		1 変更 2 取消し	
申請内容	区分	許可内容	変更内容
	利用日時	年 月 日 午前・午後 時 分から 年 月 日 午前・午後 時 分まで	年 月 日 午前・午後 時 分から 年 月 日 午前・午後 時 分まで
	利用施設		
利用目的			
変更又は取消しの理由			

注意 西尾市総合福祉センター利用許可書を添付してください。

西尾市総合福祉センター使用料後納申請書

年 月 日

(あて先) 西尾市長

申請者 住所(所在地)
氏名(名称)
(代表者)

西尾市総合福祉センター使用料を後納したいので、次のとおり申請します。

利用許可番号 及び許可年月日	第 号 年 月 日
利 用 施 設	
利 用 日 時	年 月 日 午前・午後 時 分から 年 月 日 午前・午後 時 分まで
利 用 目 的	
後 納 理 由	
後 納 申 請 額	円
納 付 期 限	年 月 日

西尾市総合福祉センター使用料減免申請書

年 月 日

(あて先) 西尾市長

申請者 住所(所在地)
氏名(名称)
(代表者)

西尾市総合福祉センター使用料の減免を受けたいので、次のとおり申請します。

利用許可番号 及び許可年月日	第 号 年 月 日
利 用 施 設	
利 用 日 時	年 月 日 午前・午後 時 分から 年 月 日 午前・午後 時 分まで
利 用 目 的	
減 免 理 由	
減 免 申 請 額	円

西尾市総合福祉センター使用料還付申請書

年 月 日

(あて先) 西尾市長

申請者 住所(所在地)
氏名(名 称)
(代表者)

西尾市総合福祉センター使用料の還付を受けたいので、次のとおり申請します。

利用許可番号 及び許可年月日	第 号 年 月 日
利 用 施 設	
利 用 日 時	年 月 日 午前・午後 時 分から 年 月 日 午前・午後 時 分まで
利 用 目 的	
還 付 理 由	
還 付 申 請 額	円

注意 西尾市総合福祉センター利用許可変更・取消し承認通知書を添付してください。